

平成 30 年 11 月 1 日

加入者・事務担当者様

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

確定拠出年金からの個人別管理資産の受換（受け入れ）について

平素より当基金の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年 5 月施行の法令改正に伴い、各実施主体が規約で定めることにより、確定拠出年金（DC）から確定給付企業年金（DB）への個人別管理資産の移換（持ち運び）が可能になりました（ポータビリティの拡大）。

当基金におきましても、規約変更手続きを経て、DC からの個人別管理資産の受換（受け入れ）が本年 10 月から可能になりました。

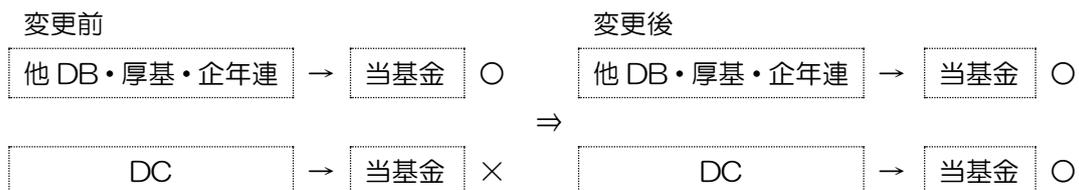
当基金への移換をご希望の場合は、「移換申出書」を移換元 DC の記録関連運営管理機関にご提出ください。「移換申出書」の用紙は当基金ウェブサイトダウンロードできます。

トップページ > 事業主・事務担当者のページ > 加入者資格取得届  
[http://www.its-kikin.or.jp/04\\_jigyonusi/jigyonusi01\\_01.php](http://www.its-kikin.or.jp/04_jigyonusi/jigyonusi01_01.php)

また、これまでも確定給付企業年金・厚生年金基金の脱退一時金相当額、企業年金連合会の積立金の受換は可能でしたが、このたびの規約変更において、受け入れた資産の利息付与開始月を変更しましたので、あわせてお知らせいたします。

記

① ポータビリティの拡大



② 受け入れた資産の利息付与開始月の変更

変更前

変更後

加入者資格を取得した月 ⇒ 資産を受け入れた日の属する月

※平成 30 年 9 月以前に資産を受け入れた方については変更前の取扱いになります。

以上

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話：03-5114-5517（代表）